

町民一人ひとりが人権問題に気づき、
お互いの人権を認め合う町をめざして

関ヶ原町人権施策推進指針

《第一次改定》

概要版



令和7年3月

指針の改定にあたって

経緯

- 関ヶ原町では、平成 27 年 3 月に策定した「関ヶ原町人権施策推進指針」に基づき、女性、子ども、高齢者、障がい者、部落差別（同和問題）など、さまざまな人権問題について、学校教育、生涯学習を通じ、人権教育・啓発に取り組んできました。
- こうした人権問題が今なお残される中、近年においては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じた感染症患者等の人権問題やインターネット等による人権侵害、性的指向・性自認を理由とする人権問題なども課題となっています。
- こうした社会情勢の変化等に対応した人権問題に取り組み、すべての住民の人権が尊重され、ともに安心して暮らすことができるよう、「関ヶ原町人権施策推進指針」（以下「指針」といいます）を改定（第一次改定）しました。

期間

- 改定後の指針の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。
- ただし、国内外の動きや関ヶ原町を取り巻く社会経済状況、社会構造の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

人権施策の基本的方針

基本理念

- 人権とは、人が幸せに生きていく権利であり、すべての人の人権が尊重され、自分と同様に他人の人権をも尊重していかなければなりません。そのことにより、平和で豊かな社会を実現することができると思います。
- 私たちは、気がつかないうちに人権を侵害している、差別をしていることがあります。さまざまな人権問題について学び、気づきを促すことにより人権意識を高め、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざしていきます。
- このような考えに基づき、本指針の基本理念を次のとおり掲げ、人権教育・啓発を推進していきます。

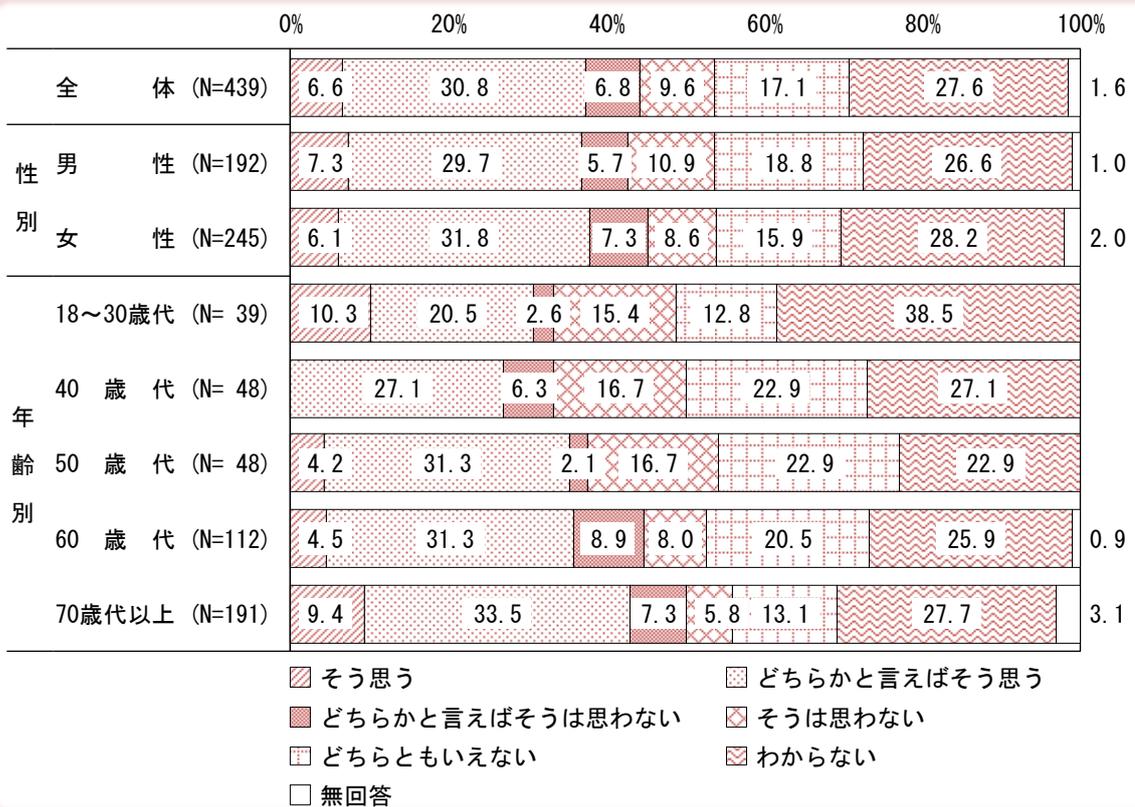
**町民一人ひとりが人権問題に気づき、
お互いの人権を認め合う町をめざして**

目 標

- 基本理念の実現に向け、次の目標の達成をめざします。

一人ひとりの人権意識が以前より高まっていると感じる町民の割合 : 50%

※令和5年町民意識調査：「どちらかと言えばそう思う」(30.8%) + 「そう思う」(6.6%) より向上
 【問】町民一人ひとりの人権意識は以前(5年ぐらい前)に比べて高くなっていると思うか。



基本的な考え方

① ともに暮らす心の育成

性別、年齢、障がいの有無、国籍などの異なる人々がともに暮らしているのが現実の社会です。住民一人ひとりが、社会の一員として、それぞれの個性や違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認め合い、支え合いながらともに生きる心の育成を推進していきます。同時に人権の大切さを知り、人権問題は命に関わる問題であることの理解を深めていきます。

② 気づきを促す人権教育・啓発

人権教育・啓発は、子どもから大人まで、さまざまな機会を通じて実施されることにより、人権問題に気づき、互いを尊重する心を育むことができます。人権教育・啓発を生涯を通じた課題としてとらえ、参加型・体験型の教育・啓発などを取り入れ、関心を高め、気づきを促すための学習活動を推進していきます。

人権教育・啓発の推進方針

① 学校教育における人権教育の推進

- ・全教育活動を通じ、一人ひとりのよさを認め合い、温かくいきいきと活動できる、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりに取り組みます。
- ・総合的な学習の時間においては、参加型・体験型の教育・啓発を取り入れ、命の大切さや思いやりの心を育てていきます。
- ・いじめの問題や自殺に関し、命を守ることを最優先に考えることや他を思いやる心を育む教育を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。
- ・家庭・地域と連携した人権教育を推進します。
- ・研修機会の充実に努め、教職員の人権教育における指導力向上を図ります。

② 社会教育における人権教育の推進

- ・すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、生涯学習の視点を踏まえ、人権に関する学習を推進します。
- ・人権教育活動を効果あるものにするため、人権指導者の養成を推進するとともに、関係団体と連携して効果的な人権教育を推進します。
- ・家庭は、特に子どもにとって、人権に関する基本的学習の場であり、親が偏見を持たず、人権問題を正しく理解した上で子どもと接することが重要であることから、保護者の人権意識を高める教育、啓発、情報提供の充実に努めます。

③ 役場職員等の人権教育の推進

- ・町職員が、より高い人権感覚を身につけ、人権に関わる法制度を理解し、適切な窓口対応や業務の遂行が図れるよう研修等を実施します。

④ 住民・企業等への啓発活動の推進

- ・人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進するとともに、誤った情報に基づく差別や偏見を解消するため、正しい情報の提供に努めます。
- ・生命の尊さや個性の尊重という視点を重視した啓発活動を推進します。
- ・住民一人ひとりが人権感覚や感性を体得するという観点から、受身型の啓発にとどまらず、住民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法について研究を進めます。
- ・賃金や昇進等の男女格差の是正、障がい者雇用の促進や差別の解消、ハラスメントの防止など、企業や事業所が取り組むべき人権課題があることから、国・県と連携して啓発活動を推進するとともに、企業等の依頼に応じて、研修等への支援を行います。
- ・福祉関係者や保健・医療関係者、マスメディア関係者等、人権に関わりの深い分野に従事する人に対し、研修等を通じて人権教育・啓発を推進します。

重要課題への対応（課題別の人権教育・啓発の推進方針）

女性の人権

- ◎ 女性が活躍できる社会の実現
- ◎ 互いに認め合うまちづくりの推進（固定的性別役割分担意識の解消等）
- ◎ 誰もが安心して暮らせる環境の実現（性と生殖に関する女性の自己決定権の尊重等）
- ◎ 男女間のあらゆる暴力の根絶

子どもの人権

- ◎ （子どもの）人権意識の育成
- ◎ 情報モラル教育の推進
- ◎ 児童虐待への対応
- ◎ いじめなどへの取り組み強化
- ◎ 子ども自身が身を守るための教育の推進
- ◎ 相談機関等の周知

高齢者の人権

- ◎ 高齢者を大切にすることを育む教育・啓発
- ◎ 高齢者の権利擁護
- ◎ 見守り活動の推進
- ◎ 関係者等の連携
- ◎ 高齢者の社会参加の促進
- ◎ 介護サービス等の充実

障がい者の人権

- ◎ 障がいと障がい者についての理解の促進
- ◎ 学校教育における障がい者理解の促進
- ◎ 障がい者の社会参加と就労の促進
- ◎ インクルーシブ教育の推進
- ◎ 障がい者の権利擁護

部落差別（同和問題）

- ◎ 教育・啓発の推進
- ◎ えせ同和行為の排除
- ◎ インターネット上の部落差別（同和問題）への対応
- ◎ 広報・啓発活動の推進

外国人の人権

- ◎ 地域で安心して暮らせる生活
- ◎ 国際理解教育・啓発の推進
- ◎ 外国人の生活習慣などへの理解促進

感染症患者等（エイズ患者、ハンセン病患者、ウイルス感染者等）の人権

- ◎ 感染症患者等の人権に関する教育・啓発の推進
- ◎ 相談体制等の充実

刑を終えて出所した人等の人権

- ◎ 刑を終えて出所した人等の人権に関する教育・啓発の推進
- ◎ 「社会を明るくする運動」の推進
- ◎ 相談体制等の整備

犯罪被害者とその家族の人権

- ◎ 犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発の推進
- ◎ 相談・支援等の推進

インターネットによる人権侵害

- ◎ 情報モラル教育の推進
- ◎ インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進
- ◎ インターネットによる被害の防止とプライバシーの保護

性的指向・性自認を理由とする人権問題

- ◎ 性的指向や性自認の異なる人の人権に関する教育・啓発の推進
- ◎ 相談体制等の整備

その他のさまざまな人権問題

- ①アイヌの人々の人権／②北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- ／③人身取引の被害者の人権／④ホームレスの人権／⑤災害等に起因する人権問題

ひとりで悩まずにご相談ください

人権問題の相談窓口

- ・差別や虐待、ハラスメント、インターネットによる誹謗中傷など、さまざまな人権問題について、人権擁護委員等が相談をお受けしています。
- ・相談は無料で、秘密は厳守します。電話やインターネット、面談等により相談できますので、相談しやすい方法をお選びください。

電話相談

みんなの人権110番
0570-003-110

さまざまな人権問題
について

女性の人権ホットライン
0570-070-810

セクハラ、家庭内暴力等
女性の人権について

子どもの人権110番
0120-007-110

いじめ、虐待等
子どもの人権について

受付：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
※最寄りの法務局（岐阜地方法務局：058-245-3181）につながります。

インターネット相談

インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/>

SNS（LINE）による人権相談

アカウント名：「SNS 人権相談」
検索ID：@snsjinkensoudan



さまざまな人権問題について
受付：24時間



※後日、最寄りの法務局からメールや電話などにより回答があります。

窓口相談

関ヶ原町人権相談

毎月10日
午後1時30分～午後4時

しあわせ相談センター
（関ヶ原診療所内）

※人権擁護委員等が対応

関ヶ原町人権施策推進指針（第一次改定）

概要版

発行／関ヶ原町 住民課

〒503-1592 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894 番地の 58

TEL 0584-43-1113 FAX 0584-43-2120